

平成25年4月1日からスタート

概要版

みんなで創るわらび推進条例

蕨市市民参画と協働を推進する条例



地域の課題が複雑多様化する現代…

まちづくりは、そこに暮らす**市民の皆さんと行政の総力による“地域力”**で
進めていくことが求められます。

蕨の誇る、優れた地域力を結集し、市民主体の活力あるまちを創造してこうという思いから、
この条例は制定されました。

市民の皆さん一人ひとりの思いと汗を、明日の蕨へつなげましょう！

お問い合わせ先

蕨市総務部政策企画室

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15

TEL. 048-433-7698 FAX. 048-432-7992 E-mail seisaku@city.warabi.saitama.jp

どうして条例ができたの？

条例を作った背景（前文・第1条）

（1）市民参画・協働のまちづくりの伝統

蕨は、中山道の宿場町として栄え、機織りのまちとして発展してきた歴史と文化を持っており、人と人とのふれあいにあふれた生活のまちです。こうした背景のなか、これまでも、昭和44年の「蕨市民憲章」、昭和49年の「蕨市コミュニティ（近隣社会）づくり推進条例」制定により、各地区を単位としたコミュニティづくりを展開してきました。また、昭和63年の「蕨市まちづくり条例」では全国に先駆けて、まちづくりへの市民参加の仕組みを取り入れるなど、市民参画・協働によるまちづくりを進めてきました。

（2）市民参画・協働の重要性の高まり

市民参画

- ・少子高齢化、高度情報化、地方分権の進展など社会経済環境の大きな変化
- ・厳しい財政のなかで、市民満足度の高い行政サービスを展開する必要

地域の課題やニーズを、市民の声を通して行政が的確に受け止めるため、市民参画のまちづくりを進めることができます。

協 働

- ・高齢者福祉や防犯など、地域の公共的課題が多様化・複雑化
- ・住民の地域への帰属意識の希薄化
- ・自主的なサークル、NPOの出現

地域の公共的課題を、行政、地縁団体、NPO、ボランティア、企業などが協働して解決していく仕組みづくりが求められます。

（3）市民が主役の活力あるまちの創造のために

市民参画・協働のまちづくりの伝統を引き継ぎ、市民と市がともに地域の課題に取り組むことで、暮らしやすいまち、安全で安心なまちを創るために、市民参画・協働の基本的な考え方や仕組みを定めた条例を作りました。

市民参画・協働の考え方？

基本的な考え方（第3条～第5条）

（1）基本原則

- ① 市は、市民参画によるまちづくりを推進します。
- ② 市民と市は、協働によるまちづくりに取り組みます。
- ③ 市民と市は、それぞれが持っている市政や地域の課題などの情報を共有します。

（2）市民と市が行うこと

◆ 市民の責務（第4条）※市民とは、市内に住み、働き、学ぶ人々と市内で活動する団体をいいます。

- ・市民参画・協働によるまちづくりに主体的に関わるよう努めます。
- ・市民参画と協働を行う際は、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持ちます。

◆ 市の責務（第5条）

- ・市政に関する必要な情報を積極的に提供します。
- ・市民参画と協働の機会を設けます。
- ・職員の市民参画・協働の意識向上に努めます。
- ・職員は積極的に市民と連携してまちづくりに取り組みます。



市民参画って？

市民と市が共にまちづくりを進めるために、市民が市の政策等の立案、実施、評価に際し、意見を述べ、または提案を行うことです。(第2条)

市民参画の仕組みには何があるの？(第6条～第9条)

● 審議会等による審議 (第7条・第8条)

審議会等とは、計画・条例などを作る時に審議などを行う機関で、審議会、審査会、協議会、懇談会などをいいます。
※会議は原則公開し、委員には公募委員を含めることとします。

● パブリック・コメント (第7条)

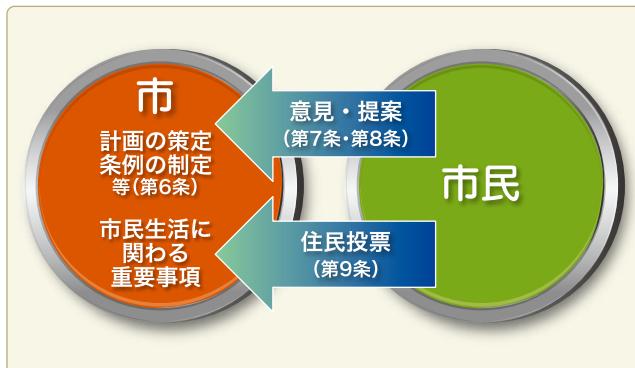
計画や条例などの策定過程で案を公表し、市民からの意見を考慮して案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続です。

その他に、意向調査(市民意識調査など)、意見交換会(タウンミーティングなど)、ワークショップなどがあります。(第7条)

● 住民投票 (第9条)

上記のほか、市長が市民生活に関わる重要事項に関して、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

※住民投票を実施するためには、案件ごとに議会の議決を経て、条例を制定する必要があります。



市民ワークショップの様子

協働って？

市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合い、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことです。(第2条)

協働の仕組みには何があるの？(第10条～第12条)

● 協働の環境づくり (第10条)

市民と市は、地域の課題などの情報を共有し、課題を解決するための協働の環境づくりに努めます。

※例：市が市民と協働で運営している「わらびネットワークステーション」での市民活動の情報収集・発信、活動のネットワーク化、活動を支える人材や団体の育成、活動に関する相談の受付など

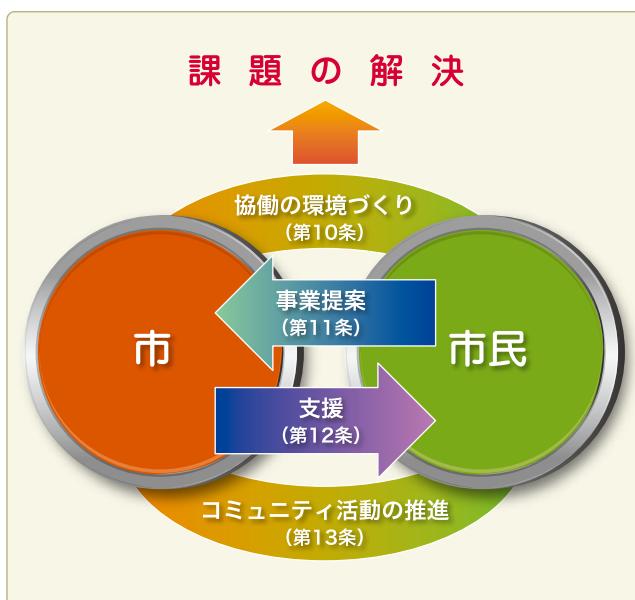
● 協働事業提案制度 (第11条)

市民活動団体などから、市と協働することによって地域の課題や社会的な課題の解決につながる公益的な事業を提案してもらう制度です。

● 市民への支援 (第12条)

市は協働のまちづくりに取り組む市民に対して、後継者の育成や基金を活用した助成など、必要な支援に努めます。

※例：ふるさとわらび応援基金の「協働によるまちづくり」寄附金の活用



登下校を見守る地域の皆さん

● コミュニティ活動の推進 (第13条)

「蕨市コミュニティ(近隣社会)づくり推進条例」では、市民の責務として、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の促進に努めるものとする」と定めていますが、この条例では改めて、地域のコミュニティや、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティの活動に市民と市の双方から関わることを定めています。

蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称 みんなで創るわらび推進条例）

平成24年12月17日条例第19号

古くから中山道の宿場町として栄え、機織りのまちとして発展してきた歴史と文化を持つ私たちのまち蕨は、人と人とのふれあいにあふれた生活のまちです。そのふれあいの中で、市民の郷土を愛する心は長年育まれ、成年式や機まつりといった全国に誇れる行事も生まれました。

こうした背景を基に、みんなで力を合わせ互いに助け合うことや、伝統ある郷土の歴史を大切にすることなどを明らかにした市民憲章を、昭和44年に制定し、地域のコミュニティを中心とした、市民参加によるまちづくりを着実に進めてきました。

また、近年は、町会をはじめとした従来の地域のコミュニティはもとより、新たに、自主的なサークルやNPOなど、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティも生まれ、蕨のまちづくりの担い手として様々な活動を行っています。

このような蕨のまちづくりの伝統を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える暮らしあやすいまち、誰もが我がまちとして実感し生きがいを感じられるまちとするためには、全ての市民と市が、より一層まちを愛する気持ちを共有し、対等な立場からそれぞれの役割を担いまちづくりに取り組むことが大切です。

ここに、こうした市民が主役の活力あるまちを創造していくため、蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称 みんなで創るわらび推進条例）を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、蕨市における市民参画と協働についての基本的な考え方や仕組みを定め、市民参画と協働を推進することにより、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的とします。

（用語の意味）

第2条 この条例に使われている用語の意味を、次のように定めます。

- (1) 市民参画 市民と市が共にまちづくりを進めるために、市民が市の政策等の立案、実施、評価に際し、意見を述べ、又は提案を行うことをいいます。
- (2) 協働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合い、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことをいいます。
- (3) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ人々と市内で活動する団体をいいます。
- (4) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関やこれに類する機関をいいます。
- (6) コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった多様な組織、集団をいいます。

（基本原則）

第3条 市民と市は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行います。

- (1) 市は、市民参画によるまちづくりを推進します。
- (2) 市民と市は、協働によるまちづくりに取り組みます。
- (3) 市民と市は、それそれが持っている市政や地域の課題などの情報を共有します。

（市民の責務）

第4条 市民は、市民参画と協働によるまちづくりに主体的に関わるよう努めます。

2 市民は、市民参画と協働を行うに当たっては、特定の個人又は団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持ちます。

（市の責務）

第5条 市は、市民に対し、市政に関する必要な情報を積極的に提供します。

2 市は、市民参画と協働の機会を設けるとともに、その仕組みの整備等必要な環境づくりに取り組みます。

3 市は、市職員の市民参画と協働に対する意識の向上に努め、市職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組みます。

（市民参画の対象）

第6条 市民参画の対象となる市の政策等（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりです。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定又は改定
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (4) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (5) 市の基本的な方向を定める憲章又は宣言の制定又は改廃
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの
- 2 市は、前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。
- (1) 緊急を要する場合
 - (2) 軽微な改定等の場合

（市民参画の手続）

- (3) 市に裁量の余地がない場合
- (4) 法令等により実施の基準が定められている場合
- (5) 市の機関内部の事務処理に関するものの場合

（市民参画の手続）

第7条 市は、次に掲げる市民参画の手続のうちから、対象事項にふさわしく、かつ、効果的な手続を実施します。

- (1) 審議会等による審議
- (2) パブリック・コメント
- (3) 意向調査
- (4) 意見交換会
- (5) ワークショップ

2 市は、前項に定める市民参画の手続のうち、複数の手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の手続を実施するよう努めます。

3 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

（審議会等の公開と委員の選任）

第8条 市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、審議会等の委員に市民を積極的に選任するよう努めます。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、委員の構成や、他の審議会等における委員の就任状況等を勘案するよう努めます。

3 市は、市民を審議会等の委員に選任しようとするときは、原則として公募により選任する委員を含めるものとします。

（住民投票）

第9条 市長は、市民生活に関わる重要な事項に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、前項に定める住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票の成立要件、投票結果の取扱いその他の必要な事項について、別に条例で定めます。

（協働の環境づくり）

第10条 市民と市は、お互いに情報を共有し、十分な協議を行い、協働のまちづくりに取り組むための環境づくりを進めます。

2 市は、市民が持つ特性をまちづくりにいかすことができるよう、協働の機会の提供に努めます。

（協働事業の提案）

第11条 市民は、協働で行う事業について、市に事業提案することができます。

2 市は、前項の規定により市民から事業提案を受けたときは、誠実に対応します。

（市民への支援）

第12条 市は、協働のまちづくりに取り組む市民に対して、その活動の支援に努めます。

（コミュニティ活動の推進）

第13条 市民は、暮らしやすいまちの実現のため、自主的にコミュニティの活動に関わるとともに、地域等が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めます。

2 市は、コミュニティの活動を尊重し、地域等が抱える課題の解決に市民と協力して取り組むよう努めます。

（実施状況の公表）

第14条 市は、市民懇談会を設置し、市民参画と協働の実施状況について検証を行い、その結果を市民に公表します。

（条例の見直し）

第15条 市は、社会情勢の変化や市民参画と協働の推進状況に応じ、この条例の見直しを行う場合には、この条例に掲げる市民参画と協働の精神に基づき、市民の意見を適切に反映させます。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。